

木造住宅の耐震改修費補助制度

わが家を安全にしましょう

耐震改修工事を 支援します！



問い合わせ先

多摩市役所 都市環境部 都市計画課 住宅政策担当

〒206-8666

多摩市関戸六丁目12番地1

TEL 042-338-6817

FAX 042-339-7754



いきいきTAMA

補助の対象者及び補助対象建物

① 56年5月31日以前に建てられた個人所有の木造住宅。

② 診断の結果、総合評点が1.0未満と判定された建物の耐震改修工事を行うこと。

③ 市民税等を滞納していないこと。

④ 世帯全員の年間所得金額が1200万円以下の世帯。

上のすべての条件に当てはまる耐震改修助成を希望される方は、市にご連絡の上、予約してから相談にお出かけください。

相談の時に持ってきていただくもの
耐震診断結果と建物概要のわかるもの。



補助対象工事及び補助額

基礎、柱、はり、筋かい（耐力壁）の補強、軽量化のための屋根のふき替え等の耐震改修工事で、耐震補強設計費、工事監理費、耐震改修工事費に対して一般助成30万円限度、支援助成50万円限度として補助を行います。（ただし、申込多数の場合、予算の範囲内で先着順となります。）

申請手続きに関する注意事項

- 補助金の交付申請の前に、工事監理や耐震改修工事の契約をしてしまうと（耐震補強設計は構いません）、補助は受けられません。
- 耐震改修工事は、市内施工業者に限ります。
- 耐震改修工事の補助金の支払いは、耐震改修工事の完了後となります。交付決定を受けていても、途中で工事を取りやめた場合などは、補助金は支払われません。
- 耐震改修工事以外の費用は、補助の対象とはなりません。（他の工事と同時にした場合は、耐震改修工事部分のわかる見積もりが必要です。）
- その他要綱に違反した場合などは、補助金は支払われません。

多摩市木造住宅耐震改修費補助の流れ

耐震診断等の実施とその結果
総合評価：1.0未滿

改修工事補助の事前相談

(耐震補強設計)

工事監理者・工事施工者の選定

補助金交付申請

補助金交付決定

工事監理者・工事施工者と契約

耐震改修工事開始

耐震改修工事完了・完了報告書提出

審 査

補助金交付額の確定

補助金交付

見積書・設計図は、用意しておいてください。

施工業者は、ご自身で選んでおいてください(市内施工業者)。補助金交付決定後に契約してください。交付決定前に契約されていると、補助が受けられない場合がありますのでご注意ください。

※補助金の交付決定後、工事の内容に変更が生じた場合は、変更申請をしてください。

補助金は、耐震改修工事(耐震補強設計、工事監理及び耐震補強工事)に対して補助するものですので、耐震改修工事部分と、その他工事とは分けておいてください。

工事記録写真をきちんと撮っておいてください。
(施工前後と工事内容の分かるもの)

耐震改修工事が完了したら、速やかに完了届に関係書類を添えて提出してください。

補助金対象工事部分に対して、交付額を決定します。

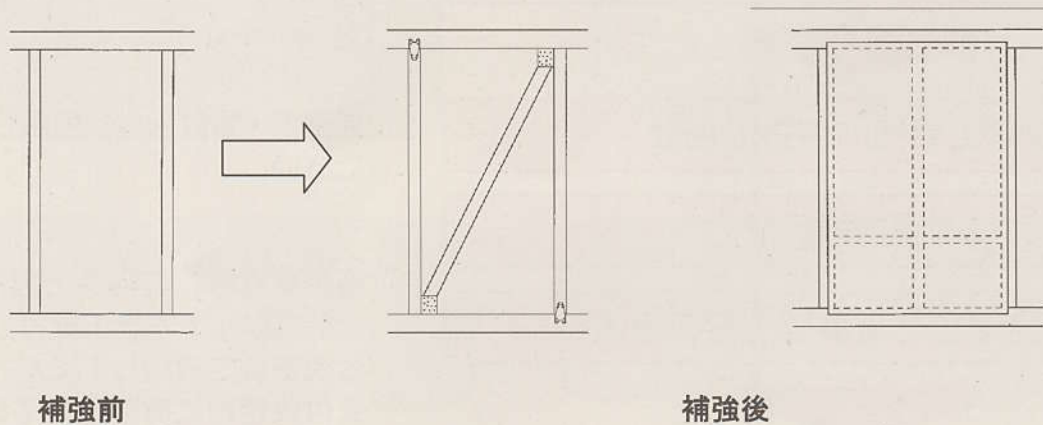
所定の請求書に基づき、指定の金融機関に振込みます。

ご不明な点は、受付窓口までご相談ください。

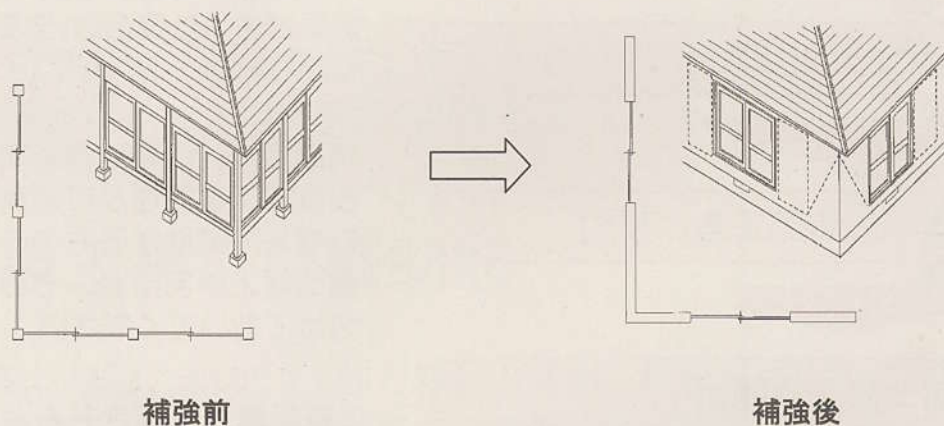
主な耐震改修として、次のような方法があります。(参考)

建物全体を考えて、効果的に耐震性を高める必要があります。

① **壁の補強** (筋かいを入れたり、耐震パネル等を張って強い壁を増やす。)



② **壁の配置** (壁を増やし、かつ、つりあいよく配置する。)



柱やはりだけでは、地震の力に抵抗できません。筋かいや耐震パネル等を柱・土台・はり等に釘などで接合してください。窓などの開口部が多いほど地震に対して弱くなります。開口部を減らし、筋かいや耐震パネル等で補強された壁を増やしたり、隅部を壁にすると一層効果的です。

他に・基礎の補強・屋根の軽量化・接合部の金物補強等があります。

一定の条件を満たす耐震診断・改修工事補助を受けた建築物は、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置が受けられる場合があります。

耐震診断・改修工事のトラブルにご注意ください

「無料で耐震診断します」などと業者が直接訪問や電話、チラシ等で勧誘し、その後「工事をしないと危険」などと危機感をあおって、高額又は不要な工事契約を迫る、いわゆる「点検商法」の被害が多発しています。

不安に思ったら市にご相談ください。